（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正）

**第二条**　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

**改正後**

| 番号 | 疾患コード | 傷病名 | ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | | 定義副傷病名 疾患コード | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | | | |
| 582から585まで | （略） | （略） | （略） | | | なし | オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，デスモキサマブ，J045なし | （略） | （略） |
| | | | | | | （略） | （略） | | |
| | | | | | | 2あり | オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，デスモキサマブ | | |
| （略） | | | | | | | | | |
| 1524から1546まで | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | なし | ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ ゴビテカン，ダトポタマブ デルクステカン，ニボルマブ，トラスツズマブ エムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン，ツカチニブ エタノール付加物，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし | （略） | （略） |
| | | | | | | （略） | （略） | | |
| | | | | | | 9あり | トラスツズマブ ヒムタンシン，トラメツズマブ デルクステカン，ツカチニブ エタノール付加物 | | |
| （略） | | | | | | | | | |

**改正前**

| 番号 | 疾患コード | 傷病名 | ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | | 定義副傷病名 疾患コード | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | | | | | | |
| 582から585まで | （略） | （略） | （略） | | | なし | オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，J045なし | （略） | （略） |
| | | | | | | （略） | （略） | | |
| | | | | | | 2あり | オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ | | |
| （略） | | | | | | | | | |
| 1524から1546まで | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | なし | ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ ゴビテカン，ダトポタマブ デルクステカン，ニボルマブ，トラスツズマブ エムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし | （略） | （略） |
| | | | | | | （略） | （略） | | |
| | | | | | | 9あり | トラスツズマブ ヒムタンシン，トラメツズマブ デルクステカン | | |
| （略） | | | | | | | | | |

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

**第三条**　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

**改正後**

別表１

| | 薬剤 | 番号 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| | ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2002、2003、2016及び2017 |

**改正前**

別表１

| | 薬剤 | 番号 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| | ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2002、2003、2016及び2017 |